足立区教育委員会の名義使用に係る事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、団体等が足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所掌事務に関連する事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するにあたり、教育委員会の名義使用の申請があった場合の手続、承認基準等を定めることにより、事務の公正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

（団体等）

第２条　この要綱に定める団体等とは、おおむね次に掲げる要件を満たしているものをいう。

（１）　会則その他これに類するものを有すること。

（２）　代表者が明確で、事業関係者がその責任を果たし得るものであること。

（３）　団体活動のための自己財源及び経理機構を有すること。

（４）　継続的かつ計画的に教育行政に関する事業を行うことを主たる目的とし、その成果が十分期待できるものであること。

（５）　営利又は政治的、宗教的活動を目的としないこと。

（６）　団体活動の目的が、足立区教育大綱（２７足政政発第９４５号　区長決定）の基本理念に反しないものであること。

（名義使用の区分）

第３条　名義使用の区分は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　共催　教育委員会が事業等の企画又は運営に参画し、団体等と共同して事業を行うことをいう。

（２）　後援　事業等の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

（申請手続）

第４条　名義使用を申請しようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、申請書（様式１）に次の各号に掲げる書類を添付し、教育委員会に申請するものとする。

（１）　事業計画書　　　　　（様式２）

（２）　事業収支予算書　　　（様式３）

（３）　会則その他これに類するもの

（４）　役員名簿

（５）　その他教育委員会が必要と認めるもの

（名義使用の承認）

第５条　教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、次の各号に掲げる基準に基づき、行事内容、効果等を審査し、適切と認めたときは、承認通知書（様式４）により、不適切と認めたときには不承認通知書（様式５）により、速やかに申請団体に通知するものとする。

（１）　事業目的が教育行政の普及向上に寄与するもので、公益性が極めて高いものであ

ること。
（２）　開催場所等が、公衆衛生、災害防止に十分な措置がなされているものであること。
（３）　事業等の運営に要する経費を超える多額な費用を参加者に求めないものであること。
（４）　事業目的が営利又は政治的、宗教的活動を目的とするものでないこと。
（５）　事業目的が足立区教育大綱の基本理念に反しないものであること。
（６）　当該事業が、法令等の規程に反しない又はそのおそれがないものであること。

２　教育委員会は、前項の規定による審査において、必要に応じて、申請団体について、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。

３　教育委員会は、第１項の名義使用等の承認にあたっては、必要な条件を附して承認することができる。

（事業内容の変更）

第６条　前条の規定により承認を受けた団体等（以下「承認団体」という。）は、事業計画に変更があったときは、速やかに書面をもって教育委員会に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第７条　教育委員会は、承認団体又は承認を受けた事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。
（１）　偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
（２）　承認団体が第２条各号に掲げる要件を欠いたとき。
（３）　事業等が第５条各号に反することとなったとき。
（４）　自然災害、感染症拡大等の状況により、事業を実施することが適当でないとき。
（５）　その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

２　教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、承認取消書（様式６）により承認団体に通知する。

（実績報告）

第８条　承認団体は、事業等が終了したときは、直ちに次に掲げる書類をもって教育委員会に報告しなければならない。ただし、後援の場合にあっては、この限りでない。
（１）　事業収支決算書　　　　（様式７）
（２）　事業報告書　　　　　　（様式８）

（事務処理）

第９条　第４条から前条までに掲げる事務の処理は、名義使用の申請のあった事業等と関連する事務を所管する所属長（足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成２３年足立区教育委員会規則第１７号。以下「補助執行規則」という。）第２条に規定する区長の補助機関たる職員を含む。次項において同じ。）が行うものとする。

２　所属長は、様式１から様式８までについて、必要に応じ所要の修正を加えて使用することができる。

（事務処理の特例）
第１０条　足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成２３年足立区条例第１号。以下「委任条例」という。）に規定する事務に関連する事業又は行事について、教育委員会の名義使用の申請があった場合は、当該事業又は行事が教育委員会が所掌する事務にも関連性を有している場合に限り承認することができる。この場合においては、委任条例に規定する事務を所管する所属長が本要綱の規定に基づき、承認等の事務を行うものとする。
２　前項における事案の決定は、補助執行規則第３条第１項及び第２項の規定を準用する。
（委任）
第１１条　この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。
付　則（６１足教社管発第４４８号　昭和６２年3月２６日甲決定）
この内規は、昭和６２年４月１日から施行する。
付　則（２３足教学教発第７６８号　平成２３年７月１２日教育長決定）
この要綱は、平成２３年７月１２日から施行し、同年４月１日より適用する。
付　則（３０足教学支発第４６７３号　平成３１年３月２８日教育長決定）
この要綱は、平成３１年３月２８日から施行する。
付　則（３足教学支発第６９号　令和３年４月９日教育長決定）
この要綱は、令和３年４月９日から施行する。
付　則（７足教学支発第２１５９号　令和７年９月２４日教育長決定）
この要綱は、令和７年９月２４日から施行する。
（施行期日）
１　この要綱は、決定の日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の足立区教育委員会の名義使用に係る事務取扱要綱の規定は、決定日以後に申請のあった名義使用の事務取扱について適用し、決定日前に申請のあった名義使用の事務取扱については、なお従前の例による。